

令和元年10月1日の消費税率引上げに伴う上下水道料金の改定について

かつらぎ町 上下水道課

令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引上げられる予定になっています。消費税率の引上げに伴い、上下水道料金を下記のとおり改定しますので、お知らせします。

◆ 水道料金（花園梁瀬簡易水道を除く）

（単位：円）

用途	基本水量	消費税率 8%		消費税率 10%	
		基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)
家庭用A	10 m <sup>3</sup>	1,328	190	1,353	194
家庭用B	5 m <sup>3</sup>	664	238	677	242
営業用	10 m <sup>3</sup>	1,913	238	1,948	242
事業所用	20 m <sup>3</sup>	5,729	238	5,836	242
公共用	5 m <sup>3</sup>	1,148	238	1,169	242

メーター口径	メーター使用料	消費税率 8%	消費税率 10%
		13mm	106
20mm	212	216	
25mm	265	270	
40mm	423	431	
50mm	2,119	2,158	
75mm	2,648	2,697	
100mm	3,178	3,237	

① 水道料金の計算例（用途：家庭用A、メーター口径：13mm、使用水量：10m<sup>3</sup>）

・消費税率8%の場合

基本料金 1,328円 + メーター使用料 106円 + 超過料金 190円 ×  
(使用水量10m<sup>3</sup> - 基本水量10m<sup>3</sup>) = 1,430円 (10円未満四捨五入)

・消費税率10%の場合

基本料金 1,353円 + メーター使用料 108円 + 超過料金 194円 ×  
(使用水量10m<sup>3</sup> - 基本水量10m<sup>3</sup>) = 1,460円 (10円未満四捨五入)

② 水道料金の計算例（用途：家庭用A、メーター口径：13mm、使用水量：20m<sup>3</sup>）

・消費税率8%の場合

基本料金 1,328円 + メーター使用料 106円 + 超過料金 190円 ×  
(使用水量20m<sup>3</sup> - 基本水量10m<sup>3</sup>) = 3,330円 (10円未満四捨五入)

・消費税率10%の場合

基本料金 1,353円 + メーター使用料 108円 + 超過料金 194円 ×  
(使用水量20m<sup>3</sup> - 基本水量10m<sup>3</sup>) = 3,400円 (10円未満四捨五入)

◆ 下水道使用料

（単位：円）

用途	基本・認定水量	消費税率 8%		消費税率 10%	
		基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)
水道使用	10 m <sup>3</sup>	1,540	150	1,570	160
水道井戸併用	10 m <sup>3</sup>	1,540	※1 150	1,570	※1 160
井戸使用	世帯員1人	7 m <sup>3</sup>	1,540	1,570	—
	世帯員2人	14 m <sup>3</sup>	2,140	2,210	—
	世帯員3人	21 m <sup>3</sup>	3,190	3,330	—
	世帯員4人	28 m <sup>3</sup>	4,240	4,450	—

※1 (水道使用量m<sup>3</sup> - 10m<sup>3</sup>) × 超過料金 + (井戸認定水量7m<sup>3</sup> × 1/2 × 世帯員数 × 超過料金)

◆ 新税率適用の経過措置

令和元年9月30日以前から継続して上下水道を使用している場合は、令和元年10月使用（11月請求）分まで消費税率8%が適用されます。

令和元年10月1日以降から上下水道を使用する場合は、令和元年10月使用（11月請求）分から消費税率10%が適用されます。